

# 還付金詐欺に

## ご注意ください！

茨城県内において、医療費などの還付を名目とした還付金詐欺が相次いでいます。

### 【事例】

市役所職員や社会保険事務局（所）職員を名乗る者から、「医療費の過払い分があります。還付が受けられるので本日中に手続きしてください」などの電話があり、フリーダイヤルの電話番号などが伝えられます。

教えられた番号に電話をかけると、スーパーやコンビニなどの現金自動預払機（ATM）に行くよう指示されます。ATMに行き、相手の指示どおりに操作すると、逆に自分の口座からお金をだまし取られてしまいます。

### 【還付金詐欺に遭わないために】

① 医療費などの還付（高額療養費の支給）について、市役所や茨城県後期高齢者医療広域連合からの通知がないのに、電話だけで連絡することは絶対ありません。

② 市役所や茨城県後期高齢者医療広域連合などが、医療費な

が伝えた電話番号には連絡せずに、すぐに常総警察署が茨城県警察振り込め詐欺対策室までご相談ください。

常総警察署

茨城県警察振り込め詐欺対策室

伊奈庁舎国保年金課

# 介護ベッドに

## ご注意ください！

どの還付（高額療養費の支給）などの手続きのために、ATMでの操作を求めることは絶対にありません。ATMの操作を求める電話や手紙は「詐欺」と考え、相手

介護ベッドの手すりなどによる死亡事故が発生しています。平成24年度には、4件の死亡事故が発生し（10月末時点）、消費者庁に報告されています。過去5年間では32件になり、重傷事故を含めると63件になります。

介護ベッド用手すり（サイドレールなど）による死亡事故の多くは、2本並べて設置した手すりと手すりの間のすき間や、手すりとベッドボード（頭側の板）とのすき間に、利用者が首を挟み、死亡に至るものです。また、手すり自体に腕や足などを差し込んで、骨折するなどの

重傷事故も発生しています。

対応策としては、すき間を埋める対応品を使用する（対応品の内容については、各メーカーにご相談ください）。クッション材や毛布などで、すき間を埋める。手すりなどの全体をカバーや毛布で覆うなどです。

介護に携わっている方は、ご使用の介護ベッドに危険な部分があるかどうかを確認し、確実に対策をとり、正しい使い方に よって事故を未然に防いでください。

問 市消費生活センター（谷和原庁舎1階） ☎25・3288

# くらしのQ & A

## キャッチセールス

Q

昨日、駅前で「ファッションについての簡単なアンケートに答えてくませんか」と声をかけられました。ついて行くと「美顔器」の購入を勧誘され、断れずに契約してしまいましたが、やめることはできますか。(20代女性)

A

駅前や路上などで呼び止め、近くの営業所などへ連れて行き、商品やサービスを契約させる商法を「キャッチセールス」といいます。

相談者は、簡単なアンケートに答えた後で「無料の肌診断」を受け、「このままだと、将来シミができて大変なことになる」と不安をおおられ、美顔器の購入を勧められました。30万円と高額なのでためらっていると、「クレジットカードを利用すれば、1日わずかコーヒー1杯分のお金で大丈夫」と説明され、断りきれずにクレジットカードで購入契約をしてしまいました。帰宅して支払いに不安を感じ、やめたいと考えたそうです。

## 若者があぶない

「キャッチセールス」は、特定商取引法の訪問販売に該当し、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフにより契約を解除することができます。もし期間が過ぎても、販売方法に問題があれば、解約交渉が可能な場合もありますので、早めに市消費生活センターへご相談ください。

問 市消費生活センター（谷和原庁舎1階） ☎25・3288